

令和8年第3回定例会

議案等参考資料

1 議案第 4 号関係

おいらせ町外国語指導助手設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(費用弁償)</p> <p>第17条 外国語指導助手が公務のため旅行したときは、常勤の職員の旅費支給の例によりその費用を弁償する。</p> <p>2 外国語指導助手に支給する内国旅行の費用弁償の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、費用弁償の額は、常勤の職員の例により計算した額とする。</u></p> <p>3 <u>外国語指導助手に支給する外国旅行の費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、費用弁償の額は、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び死亡手当については常勤の職員の例により計算した額とし、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費については実費額とする。</u></p> <p>4 教育委員会は、常勤の職員の旅費支給の例により、外国語指導助手の赴任及び帰国のための費用を支給する。ただし、帰国費用は次の各号に掲げる条件のすべてを満たす参加者に対して弁償するものとする。</p> <p>(1) 第3条第1項の後半任期を満了すること。</p> <p>(2) 後半任期満了日の翌日から1か月以内に、日本において教育委員会又は第三者と</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第17条 外国語指導助手が公務のため旅行したときは、常勤の職員の旅費支給の例によりその費用を弁償する。</p> <p>2 外国語指導助手に支給する内国旅行の費用弁償の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、費用弁償の額は、鉄道賃、船賃、日当、宿泊料及び食卓料については常勤の職員の例により計算した額とし、航空賃については現に支払った旅客運賃により、車賃については常勤の職員の例により計算した額とする。</u></p> <p>3 <u>外国語指導助手に支給する外国旅行の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、費用弁償の額は、鉄道賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料、食卓料、着後手当、支度料及び死亡手当については常勤の職員の例により計算した額とし、車賃については実費額、移転料については本邦到着地から在勤地までの路程に応じた別表第2の定額により、旅行雑費については常勤の職員の例により計算した額とする。</u></p> <p>4 教育委員会は、常勤の職員の旅費支給の例により、外国語指導助手の赴任及び帰国のための費用を支給する。ただし、帰国費用は次の各号に掲げる条件のすべてを満たす参加者に対して弁償するものとする。</p> <p>(1) 第3条第1項の後半任期を満了すること。</p> <p>(2) 後半任期満了日の翌日から1か月以内に、日本において教育委員会又は第三者と</p>

改正案	現行
<p>雇用関係に入らないこと。</p> <p>(3) 第3条の期間満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のため日本を出発すること。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、本人の責めによらない理由により契約満了期間前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国旅費を支給することができる。</p> <p>(中略)</p> <p><u>別表 略</u></p>	<p>雇用関係に入らないこと。</p> <p>(3) 第3条の期間満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のため日本を出発すること。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、本人の責めによらない理由により契約満了期間前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国旅費を支給することができる。</p> <p>(中略)</p> <p><u>別表第1 略</u></p> <p><u>別表第2 略</u></p>